

第6回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

- 1 日 時 平成29年 3月28日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 村上市役所 第1委員会室
- 3 協議事項
 - (1) 議会議員政治倫理条例(案)について
 - (2) 議員定数について
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 出席委員(6名)

1番 河村幸雄君(遅参)	4番 姫路敏君
5番 佐藤重陽君	6番 鈴木好彦君
7番 川村敏晴君	8番 尾形修平君
9番 竹内喜代嗣君	10番 渡辺昌君
11番 平山耕君	
- 6 欠席委員(2名)

2番 板垣一徳君	3番 本間清人君
----------	----------
- 7 委員外議員(0名)
- 8 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 9 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
- 10 議会事務局職員

局長 田邊 覚	
係長 鈴木 渉	

(午前10時00分)

委員長(平山 耕君)開会を宣する。

平山委員長 今回は、あらかじめ案内したとおり議会議員政治倫理条例(案)について検討し、時間を見て切りの良いところでいったん切り上げ、2番目の項目「議員定数について」に移り、会派の意見をお聞きしたいと考えるので、よろしく願いいたす。

協議事項(1) 議会議員政治倫理条例(案)について

平山委員長 はじめに、次第2、協議の(1)「議会議員政治倫理条例(案)について」を議題といたす。事務局から説明願う。

事務局長 17日の案内と一緒に配ったものをお持ちだと思うが、ホチキス止めのものである。検討用村上市議会議員政治倫理条例(案)についてということで、事務局のほうで各先進市や専門書を見ながらひとつお作りしたものである。誤字等があり申し訳ない。今後検討すべき課題についてもいくつか書いてあるが、これを作った後、いろいろ先行する自治体の条例であるとか、関係諸先、また資料を見ていた。なかなか正直申し上げて、この政治倫理条例を作るにはハードルの高い条例であると実感している。今回条例の形として審査請求、審査会の設置についても記しているが、審査請求を案では

議員だけにとどめているが、本来であれば市民の審査請求を規定していないものは条例として不十分とかいろいろな意見があったり、平成21年から26年まで広島県の府中市議会で政治倫理条例の規制する項目があるが、その項目について憲法違反ではないかと最高裁まで争った事案がある。制約を超える規定を盛り込む条例、なかなか極めて慎重に扱わないといけないと感じている。制約を具体的に条例で規定する前に、あらかじめこの議会の中で政治倫理基準について申し合わせ等認識を共通のものを持つておく必要があるのではないかと思った。その上で条例制定という形になるのが理想ではないかと事務局では作っていて感じた。今回このたたき台として案をひとつ作り作るが、憲法違反云々あるし、条例の特に規制の仕方については、なおもう少し研究をさせていただいて、請求であるとか、審査のあり方についてこの条例の研究が必要だと考えているので、事務局としては、もう少し条例案についてなお検討研究を加えたいと考えている。今の状態としては形としてはできているが、事務局としては満足のようなたたき台ではないということで申し上げておきたい。

平山委員長

ただ今の説明を踏まえると、事務局にもう少し研究をしてもらい、条例案の具体的な検討については、しばらく保留することでいかがか。ただし、この機会に、条例案の第3条にあるような議員倫理基準などを全議員で確認し合い、申し合わせていく必要はあるのではないかと思う。その後、一定の期間をみて、本市議会にとって、より実効性のある条例を制定するという事も考えられる。皆さんのご意見を伺う。

佐藤重陽

結構だが、事務局長にお願いしたいが、詳しくみていないがあれと思うところもある。これは我々村上市議会の倫理条例として作ろうとしているが、この基になるのはやはり常用法としての地方自治法が必ず絡んでくるはずなので、考えてみると地方自治法に沿った中で、倫理条例を作る分には何も問題ないんだなど。地方自治法をそらして村上独自のものにしようとするとう局長のように悩まないといけない。あくまでも地方自治法の流れに載らないものというのは憲法違反だなんだということになるので、他市の倫理条例を見ながら地方自治法と照らし合わせれば、おかしいものは除外し、おかしいものは逆に地方自治法に添わせるような形にすれば問題ない。

姫路 敏

20回くらい読んだ中でおかしいなと誤字も多々出てくるので、直さなきゃいけないと思っているが、たとえば第4条の件で1番2番3番と上げているが全部だめ。これ以上のことをすると憲法に触れることもあると思うが、4条であれば①議員は地方自治法第92条の2を尊重し、市から活動や運営に対する補助金及び助成金の交付を受けている団体などの正副代表者、理事、監事、その他役員には就任しないように努めるものとする。ということで憲法、法律違反行為に踏み込んでしまっている。就任しないものとするとしないとダメだ。92条の2というのはどういうことを言っているのかというと、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない、と謳われている。法律に従った条例を作れば何にも問題ない。それが努力するか言えば、条例と法律のもやもやというのが出てくる。それを基本的にしてもらえればある。一番最後の6ページの第4条を①の例のようにした場合、この条例施行の際、現に第4条に規定する団体の役員に就任している議員は、現在の任期満了をもって退任するものとする。現在の任期満了って、市議会議員あと3年そのままいいのだから、そういうわけにいかない。こういうところが法律に触ってくる。速やかに退任すると、こういうことを付け加えないと逆に。法律ではできないことをなんで条例では、

議員に今になっている期間中はいいのってことになる。そこらへんがおかしいので、倫理条例しっかり作って92条の2を順守して作ればなんの問題もないし、しっかりとやってもらいたいと思うが、事務局はどうか。

事務局長 まさしくそのようなところが気になる場所であるので、その辺を中心になお研究させていただきたいと思う。

川村敏晴 倫理条例の議員規定については今各委員がおっしゃる通り、地方自治法を順守するのは当然であろうと思う。我々村上市議会は、私も含めてだが、地方自治法の解釈等についてはまだまだ勉強不足であり、こういう条例制定をするためには専門家を招いて、解釈の共通性、認識の共通性を持たせなければ、一概に条文を作っていくというのは非常に厳しい問題があるのだろうと思う。今姫路委員がおっしゃるような条文についてもいろんな解釈の仕方があると認識しているので、そこについては各解説書を見ても文面の中に含まれる判例でもいろんな解釈ある。そういう部分を我々村上市議会はどうすべきかというところをしっかりとした専門知識を持った法律家なりを招いた勉強会も必要でないかと考えている。

姫路 敏 そんな必要性何もない。私らで決めればいい。何のために専門家いるのか。どういう意味なのか。92条の2のことを言っているのか。92条の2は何かしらに当たっているものだからよその人に訴えられる。そういう議員がいたり、92条の2に抵触する議員がいたり、それを改めようとしていない議会がいたりするものだから訴えられる。その争いごとが判例としていろいろ出ている。我々のしなきゃいけないことは、そういうことに訴えられないための倫理条例をつくるわけだ。そこをしっかりと議員で92条の2に抵触するようなことをしないでくださいねということを倫理条例で謳っておけばいい。

川村敏晴 その部分について、しっかりとした認識を持つために解釈論について・・・

姫路 敏 訴えられればそうだけど、解釈も何もここに書かれている。92条の2は役員若しくは監査員若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないと書かれている。

川村敏晴 訴えるのは訴える側の意志であって・・・

委員長（平山 耕君） 暫時休憩を宣する。
（午前10時55分）

委員長（平山 耕君） 協議会の開会を宣する。
（午前10時55分）

協 議 会

姫路 敏 訴えるとか、というより訴えられる体制を議会の中に存在していることそのものがおかしいんであって、それを正していこうということである。人間ってそうでしょ、我々が酒飲んでそのへんで寝転がっている、そうすれば市民があんな議員ダメだぜって議会にいろいろ言ってくる。そんなこと無いようにしようぜというのが倫理を規定していくわけだ、そういうことしないように。法律で定められることを順守していきましようよという倫理条例を作るのに何かはばかるところがある。

川村敏晴 訴えた側の解釈が間違っている場合もある。

姫路 敏 訴えられるというのが、判例というのがそういうことだ。判例というのは訴える人がいて、原告がいて、被告がいて、裁判になって、そこに合わせて判例が出てくる。そんなことをするのではなく、法律で定められていることがあるのだからそれに沿った条例を作ればいいというだけだ。そこに法律家の専門員の意見を徴収したりなんなりということになると、そんなことをしているとすべてのことに関して与えられるわけだ。

川村敏晴 法律論の解釈・・・正当な行為をしてても訴える人は訴える。

姫路 敏 92条の2に値するというのは兼業も禁止されている。例えば川村敏晴議員がスポーツ振興団体の長をしていたとする。そのスポーツ振興団体の長が村上市に補助金を求めてきている。ほとんど補助金の中で運営されているというところの長になっていたりするという行為は92条の2に触れてしまう。でもとり方によっては違うだろうという意味合いの判例もある。それを言い出したら決められないということ。

川村敏晴 それが法律論。

佐藤重陽 姫路委員と川村委員の言いたいことは何となくわかる。我々が取り扱うのはあくまでも倫理条例として出てくるものの地方自治法であって、川村委員のは地方自治法全部の話が対象になるし、姫路委員も今ここで突き詰めるよりも少し余裕を持って、村上市としては、姫路委員言うように我々が相手を訴えるというのではないわけだ、我々を訴える相手というのは市民またはオンブズマンみたいなところだ。そういう人たちが集約して納得できるようなものを決めていけばいいわけであって、地方自治法には則らなきゃいけないけど、事細かにやりだしたら倫理条例だけの問題で済まなってくるので、倫理条例を中心に地方自治法とかみ合わせるようなところをまず事務局に考えてもらって、出てきたものでまだまだこれではダメだとなれば、もう少し例えば川村委員が言うように専門的な人を呼んで話を聞くのもいいだろうし、そここのところに今性急に話を持っていかないでまず今事務局が苦労してくれるものをもう少し待ってみましょうよ。

尾形修平 今姫路委員と川村委員の話聞いていて私も事務局の作った条例案を見て不思議に思って地方自治法を調べた。今姫路委員言われる通りのことで矛盾している部分がいっぱいあるわけ、事務局案の中には。それをもうちょっと事務局で詰めてもらって村上市の議会にふさわしいような案を地方自治法というものはあるのだから、これに触れないような作りこみをしてもらいたいって私は思ったが、同じ話を言っているのだろうと感じたからいいのではないかな。事務局もまだこれで成案だと言っているのではなくて時間くれと言っているのだから。

平山委員長 事務局はあくまでもあちこちの見てからいいのをとって作った。

尾形修平 さっき佐藤委員言われたことに関しても、地方自治法の中でも第9条で規律決まっているので、それに沿った形でしてもらえれば。あくまでも上位法の地方自治法があるわけだから、その程度で、それに触れなくて村上市の市議会に合ったものを案として再度出してもらおうという格好で、今日のところはその辺でいいのではないかな。

姫路 敏 私もそれを言っているわけだ。ところがもっと法律的な専門員に協議してもらわなきゃいけないの、なんなのって言うから何の意味なんだろうと、92条の2のこと言っているのかと言うとそういうことを言うから、それじゃあ困るよと。92条の2というのはできないということで定められているのだから、あくまでもできないということに沿ってものを決めなきゃいけないでしょということだ。ここに2行作るとこういうことだ。おかしいなというのは2ページの第4条のところ、事務局案では、議員は市から

活動や運営に対する補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表者、理事、監事その他役員には就任しないよう努めるものとするというとおかしくなる。だからこういうことを言ってるわけ、これは上位の法律はできないと言っているのに、こっちでは、まあある程度はいいかというようなことを定めるとおかしくなるでしょうということを私は指摘する。できないものはできないからそういうのであれば就任しないこととすると断言してもらえばよい。得意なところはこっちなこっちなというようなものを作っているほど情けない条例はない。ダメなものはダメ、いいものはいい、それをしっかりと並べてやられていけばいい。それを専門家の意見を聞いて云々かんぬん言ったって進まないから、事務局ある程度まとめてもらえば私はそれでいい。私は事務局に対してそういうことも参考にして今言った意見なども参考にして調べてくれとそういうことである。

委員長（平山 耕君） 協議会の閉会を宣する。
（午前11時03分）

委員長（平山 耕君） 委員会の再開を宣する。
（午前10時55分）

平山委員長 事務局長から。
事務局長 そのようにもう少し検討させてほしい。案は実際今使われている他の市の条例で私も見てて正直ひょっとしてこれおかしいんじゃないかと。それはそのまま一応まとめたものであるのもう少し研究させてくれ。

平山委員長 この倫理条例というのはまだ全国の40%なので、面倒なことはたしかである。簡単には決められないと思う。来年の3月までの期限だからじっくりと時間かけて決めるのはいかがか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

平山委員長 それで決める。

協議事項(2) 議員定数について

平山委員長 次に、2項目め、「議員定数について」を議論してほしい。議員定数についてはどうあるべきか、取りまとめてきていただいた会派の意見を順に伺いし、具体的な検討の方向性を決めたいと思う。

渡辺 昌 同規模の市を含め県内他市議会見てもかなり定数を減らしている傾向にあるし、村上市議会としても減らす方向で考えていかなければならないのではないかという考えである。数についてはまだ議員それぞれ考えあって具体的な減らす数については出ていない。定数減らすことと合わせてもこの委員会でも出ているように報酬のことも合わせて定数を考えていかなければならないのではないかという考えである。

姫路 敏 定数も報酬もそうだが、議員で決めるのは非常にハードルが高すぎると。報酬もそうだし、例えば10万円上げる50万円にしろ、例えば20万円上げて80万円にしろ、そういうことで自分たちの報酬そのもの、定数も含めて非常に厳しいところあるので、佐藤議員、本間議員、私といろいろ考えて会派にもちらっと言ったりもしたが、公認会計士とか司法書士とか、議員でない人の専門的資格を持っている人に資料を渡して、定数も含め、報酬等も意見をいただくというような路線をやれたらいいなと思う。報酬

だけでなく、定数も含めてほかの自治体の例も出して、どのくらいが無難なのかも含めて諮ってもらおう。お金がかかるから。タダでやってくれというわけにいかないのでその辺を検討してほしい。

三田議長 今の考え方、第三者委員会に委ねると。その資格のある人ということだけど、その資格のある人というのは具体的に。

姫路 敏 具体的に公認会計士、税理士的な仕事をなさっている方、司法書士で市民との直接相談相手になっている方々、国家資格、そういうのを優先的に、そして議員のOBの方々でもいいのでしょうか、その辺含めて我々議会議員で報酬なんぼだ、定数なんぼだというのはかなりハードルの高いところなんで、思惑はあるが、それを言う前にそういうところをちょっと検討してもらえばありがたいと思うが、いかがか。

佐藤重陽 姫路委員が言った通りだが、公認会計士、税理士と表現したのはそれに限るわけではないが、議会のOBもいたが、一番大事なのは例えば表現誤解を受けると悪いので、ただ村上に土着した方々だけの、例えば区長会の代表、青年会の代表、婦人会の代表など村上のところに限った組織でそういう話をしてもらおうと、その中で議員報酬これだけだったと簡単なことで終わるので、そういう尺度で見るとはなくて、少なくとも県内のネットワークを持ったような仕事をしている、または団体の方々に、できたら村上そういう方で、例えば税理士会の村上代表が誰々であれば、そういう方々に出てきてもらうような形で審議してもらおうのが一番いいのではないか。そのための資料だけは県内の様子だとか、状況は資料はこちらで提供しないといけないが、資料は見ていただいて審議してもらおう方々の団体をできたら村上の中だけの人でなく県内をネットワークできるような人たちに見ていただくような審議会にしたらどうだろうというのが一つの提案である。

三田議長 公認会計士、司法書士、議員OB等々出たけれども、今佐藤委員の話の内容は、県内にネットワークを有するというので、あえて村上在住にこだわらないほうがむしろいいという考え方か。

佐藤重陽 村上にいながら例えば、司法書士会だとかあるが、村上の県の幹事は誰々だとかという人がいるわけだ。そういう方にお願ひできれば一番いいのであって、その新潟県中の情報がある程度常に知り得るような状態の人に出てきていただいて審議してもらおうのがいいのではないかということだ。

姫路 敏 村上の人でいいが、いろんなネットワーク持っている、国家資格持っているような方々にできれば・・・

三田議長 広範囲な識見を有する人。

姫路 敏 弁護士となってくるとかなりお金も費用も高いので、一応、司法書士、公認会計士、税理士、いわゆるネットワークの広い方々で国家資格持っている・・・

三田議長 要は諮問委員会を作って審議してもらいたいと。

姫路 敏 そうしてもらえればありがたいなど。

鈴木好彦 清流会5人それぞれのお考えを聞いてみたが、清流会としては全員が同じかということにはなっていないが、人数の多い方をとってみれば定数は現状のまま、その根拠としては今検討している基本条例の前文に市民の多様な意見を代表するというくだりがあるが、これを担保するには人数を少なくすると多様な意見を削ることになるんじゃないかなというふうな考えに立っての現行の定数ということの清流会としての考え方ということだ。議員定数ということだったので報酬については触れていない。

姫路 敏 清流会は委員長の選出している会だよ。委員長は最初は議員定数は20名くらいがい

- いんじゃないかという話も、正式にはそれはやめたほうがいいんじゃないかということで却下されたが、そういう方向性にあるがそれでよろしいか、清流会は。
- 平山委員長
鈴木好彦 いいですよ。自分の考えだったから。
たしかにご指摘の事実経過はあるが、いろんな意見があったということで了解してほしい。
- 川村敏晴 定数の変更については、市民感情をしっかりと把握すべきだというふうなことでなかなか難しいことかもしれないが、そういう意味からして現段階では慎重に進めていきたいというふうなことである。
- 尾形修平 去年の広報で出したが、三条市で人口10万で定数26名である。次期の改選から22人にするということで議決されているし、今ほど話しあった市民の方の多くの声を聞けないという観点からすると三条が22人にするのであれば同じ理屈にしていくと村上はもっと減るわけになるので、それだとちょっと乱暴だと思うので前回4名削減したので今回も4名削減して22人程度がいいのかなということで高志会としての意見を取りまとめた。
- 竹内喜代嗣 議員定数については清流会の結論と同じである。多様な意見を尊重するという意味で、県内でも一番面積が広いような自治体であるので、多様な意見が尊重されていくという点ではむしろ増やさないといけないが、それを言っても始まらないが定数は現行でよいかということである。
- 平山委員長 一通り会派の意見が出されたが、意見としては今のところ現状維持が多い気がする。新政村上の外部からの意見を聞くとか、驚ヶ巢会もはっきり規定はしてないわけですよ。
- 姫路 敏 私ども何名で報酬もいくらなどとは明確にしていないが、今言ったように我々の意見としてみれば、議員でない有識者に意見を聞くという方向性が出来ればありがたいと思っているが、その辺委員長いかがなものか。
- 尾形修平 外部の意見を聞くということには基本的には賛成だが、外部から出たものに対しての拘束力というか、議会はそれを100%受け入れるのか、受け入れないのか、その辺の考え方はどうか。
- 姫路 敏 私は100%受け入れたほうがよいと思っている。決めてもらう、逆に言えば。例えば減るとなると15人でいいとなれば15人。報酬は上げないと決まれば上げない。そうでないと外部の人の尊重出来ないでしょ。だから議員が議員で自らで決めるというのはかなり難しい。外部でこう決まったのだからこうするという方向性が出れば、お前たち勝手に自分らで決めて、なんて話にもならないし、そういう有識者の名前もきちんと出して、何回か議論してもらってこうだと言えばそれでいいと思う。それに我々が付け加える必要性はどこにもないと思う。
- 尾形修平 それが出たにしても、いずれにしてもパブリックコメントというか、市民の方からの意見も求めなきゃないというふうには思う。新政村上さんが言った案を飲んで出てきたものを議会として100%受け入れるかとなると、今日の話合いの中では多分結論出ないと思うので、そういう意見もあったということで各会派のほうでも議論していただければと。私は基本的に考え方としては賛成できる部分がある。
- 平山委員長 みなさんに伺うが、今新政村上から出た案で外部の有識者の意見を聞くことへの意見を聞きたい。
- 三田議長 私も、お手盛りするのは非常に危険がはらんでるという考え方は持っている。新政村上から意見出たので持ち帰ってもらって、今の現状はこうだけど、こういう意見も出

てということで精査したほうがよいのではないか。

佐藤重陽 姫路委員が言い切ったので言いづらいが、最後の集約のところだけ、案は相談したのだけど、決定の仕方を相談していなかったが、私はそこまで決めるのではなくて、ある程度任せたとこに答申していただくと。答申されたものについて当然尊重していかないといけないが、それを公にしてパブリックコメントを求めたり、議会の中でも今度それが表に出たものを、例えば15人で困るから22人にしなきゃいけないなんてことをやれば、それに対するパブリックコメントやら批判、または賛同が出てくると思うので、答申をいただくことが大事なのかなと思っている。

姫路 敏 私的には決めてくれたものはよしとしたいが、みなさんいろいろな意見あるので、答申で決めて、我々で少しもんでからパブリックコメント出してやればそれでいいと思う。

河村幸雄 同規模の定数を減らしていくという意見だったが、その中に今言った外部の話聞く、子育て世代が手を上げられない、そういう様々な問題というか、そういうことも外部の方に提案をして、こういう状況であるけどもそういうことも汲んでもらいながら意見を出してもらおうというような形も必要かと思うので、今の状態から定数削減がどうだ、報酬がどうだという前に、こういう若い世代もこれから議員としてやってもらわなきゃいけない、そんな場合も含めてどういうものかということを考えてもらいたいと思う。

渡辺 昌 村上市議会では1期目終わったときに定数を削減しているが、今回この定数考えるときに前回の定数減らしたときの状況というのは私たちわからないし、あのときは政務調査費が話題になっていて、定数のことは減ったことは減ったけども、成り行きとか経緯とか全然わからないけれども、今回考える場合にそれは参考にならないか。

尾形修平 第1期目にそれで議会定数等調査特別委員会が立ち上がって、定数削減というのがなって、報告書が出ている。第2期目にやろうと言ったのが、やらなくて第3期目にずれ込んでいるので、みなさん初めての方もいるし、私もそれなりに勉強させてもらったけど、認識も共通認識しておく必要があるのかなって、副委員長言われたのは自分が勉強しようと思えばすぐでも出来るんではないかと思う。

平山委員長
姫路 敏 この会議では定数をやっているが報酬を考えるとどうしても定数が絡んでくる。報酬は報酬、定数は定数と考えたほうがいい。一緒くたに考えると定数減らさねば報酬上げられないのかって話、委員長の方向性の中に頭の中にあるのでしょうか、ただ一概にそれだけではないと思う。報酬上げなければいけないという要素もいっぱいあるし、下げるというのはあまり聞かないと思うが、定数はよその自治体との関連性もあるので、この2点について外部で練ってもらえばいいと思う。河村委員の言うように、我々の方向性の中にそういう意見があったよというのを添付して参考資料に出すのは当然それでいいと思うので、上がってきたものに関してちょっともんで、それからパブリックコメント出して、どうだろうとなると筋道が出来上がる気がする。

川村敏晴 外部の意見を取り入れるのは会派としても市民意見に通ずることからすれば、了解出来ることだが、人選に関しては個人の持っている専門的な知識、そこに個人の感情があるので、その人選については幅広く、いろんな能力と感性を我々が全員が了解できるような選出であってほしいと思う。

平山委員長 何うが、外部の有識者委員会を立ち上げることでみなさん意見の一致をみたということかどうか。

三田議長 これは持ち帰ってもらって。全部決めるなんてわけにいかない、こんな重要なこと。

事務局長 事務的なこととお話するが、今の地方自治法とうちの条例規則の中では、諮問機関としての審議会、審査会、いわゆる附属機関に準ずるようなものは執行機関にしかおけない、地方自治法の138条の4の規定であるが。議会のほうでは諮問機関としての審議会、審査会は作れないので、今ある条例規則の中では参考人としてこれらの有識者をお呼びして、複数回の会議を持ちながら意見をまとめていくというようなかたちになるかと思う。諮問答申というイメージとはちょっと違うかもしれないが、そういう形であれば議会のほうでもそういう意見を聞くことができるということだ。

姫路 敏 市長から発信させればいい。議会から市長に要請して市長から発信させれば諮問機関として成立するから附属機関として。附属機関は審査したり、意見聞いたりすれば、議会から要請すればいい、市長に。市長が条例を作るわけだ、附属機関としての条例。簡単である、条例は、すぐ出来る。すると費用弁償から全部出来るようになる。そのところ前ちょっと事務局にも聞いたが、我々がやるとなればここに来て呼んで時間当たりなんぼだのと決めても、ここに来て意見交換しているイメージ。それでは我々の今求めているところにはならないと思う。いわゆる我々の聞かえないところで話をしてもらいたい。これが我々がそこに諮問する第一番目の話である。我々のいるところで話しても話もできないだろうし、そうやって考えてみるとやっぱり市長に議会からお願いして、市長のほうでじゃあということで市長と合わせて議長名でちょっとこういう要請あったので出来ないかということのをやってもらえればベストだと思うが。

三田議長 手法も含めて、今言うように参考人でここで我々とこのメンバーと議論してもこれはちょっとまずい。手法も含めて、いろいろあるけれど会派に持ち帰って再検討してもらうけど、上がってきたものは相当重要視してかからないと。諮問してまた議会でごちゃごちゃ言わせただけでは落ち着くどころか前の政務調査費みたいに論争の喧嘩の種を作るようだから、その辺はみなさん会派に持ち帰った場合でも覚悟してやっていただきたいということも付け加えてくれ。絶対ということはないけど、重要視して市長部局にお願いしてやるからには、それは最大の重要視してかかればいけないということは認識して持ち帰ってくれ。

姫路 敏 議長言われるように前回失敗しているのは、決めたのに間際になってひっくり返された。平成24年度の最初の時の機能は政務活動費もきちっと24万と決まって走っているのに、急に反対運動が起きた。誰とは言わないが、そういうふうになると困るので、上がってきたもの決めたことに関しては尊重してやろうぜというのが意識ないとまたやる時になって言ってるのではダメだよということは議長一番よくわかると思うので、そこら辺よろしく願います。

事務局長 もう一点、事務的な事付け加えさせていただくが、議員報酬については、最終的に市長が特別職の報酬等審議会に諮るが、特別職の報酬についての審議するところは、特別職報酬等審議会という附属機関がすでにあるので、この辺とのすみ分けを考えないといけないなと思う。

姫路 敏 報酬審議会は報酬審議会で、議員の報酬がこうなったのいかがですかということで審議してもらうだけの話だから、それに審議会にかけなければいけないという法律はない。本当は人事院勧告でやって、それに合わせてやって順次いけばいいけれども、念のためにかけるだけという話であって、別にすみ分けというのは結局、報酬等審議会みたいな人たちがはっきり言って我々の報酬をいろいろ協議して審査してくれるわけだからその部分についてみれば、それを最優先にしていかなければならないと思う。

佐藤重陽 確認だが、私の認識と変わったのかもしれないが、村上市の場合、特に我々議会の場

合は報酬等審議会に諮る必要は基本的にはないのではないか。村上市の規模では必要ないと言ったほうがいいのかもしいけれど、県の何かに任せてもいいし、みたいな何かがあったと思うけど、報酬等審議会にかけようが何しようが、前段のところの村上市議会の報酬額ほどの辺が妥当だというのは、今そういう議会をお願いしようとする審議会が出来るのであれば、やっぱりそこでもんでもらえばいいと思う。最終的な判断が必要であれば報酬等審議会にこの額が出てきたけれども、報酬等審議会でも適当かどうか答申しますというのはそれはそれで、それを通さなければいけないのであれば最終的にそれでいいのだけれど、前段のところは別に報酬等審議会に最初からいくらかがいいですかなんて言ったって、それこそ私の発想からいくと今の村上市の報酬等審議会であれば村上に内通された方々が村上の中から見ただけで決めて、いくらこれまた議員としての活動やらなにやら見たときのなんていう純粋なところに議員報酬の決め方がいかなさと思うので、前段のところはネットワークの持ちえる人たちにいろいろ手間暇かけるかもしれないけど、調べながら村上の妥当なところを探っていたきたいなと思っている。

事務局長 報酬等審議会の条例の中には、第2条で、市長は村上市議会議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする、となっている。額自体は報酬審にかけないといけないうふうになっている。

平山委員長 そこでさっき言ったのは何らかの理由がなければできないわけだ。例えば、今回議員定数を少なくするから上げてくれというのはできるけども、定数同じで上げてくれなんてなかなか言えないかと。

佐藤重陽 定数と議員報酬は別に考えて、これこれこういう今の村上市議会の実態環境を考えたときには妥当だという根拠を報酬等審議会に示せるかどうかだと思うので、その根拠のところを、前段の審議会にもんでいただくようなところでいいのではないかと。

姫路 敏 報酬等審議会がこの経緯がきちんと段取り良く上がってきて、議会もパブリックコメント出したりそういう経緯をたどってやっているのであれば、もしかけないといけなないのであれば、そこにかけたとしてもそれは尊重して扱わなければならない。それで意見交換、審査してきているのだから報酬審議会が最後に委員長がハンコ押さなければ決められないということではないと思う。その辺は臨機応変という部分があるかと思うが一応そんなところでお願いする。

平山委員長 議員定数については今後逐次検討していくことにする。

協議事項(3) その他

平山委員長 次に、(3)、その他の事項で、事務局から何かあるか。

事務局長 今日の意見、できるだけ私がいる間にまとめて年度替わって早いうちにみなさんに報告できるようにいたす。条例、定数についても今後、新しい局長以下新しい体制に引き継いでいくのでよろしく願いいたす。

その他

平山委員長 次に、4、その他の事項で、皆さんから何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長 最後に、次回委員会の開催日時をご相談いたす。

事務局長 前半行事が込んでいるので、第3週についても北信越市議会議長会等があつて事務局ちょっと不在になったりするので申し訳ないが、最終週4月24日からの週の間ではいかがか。大きな行事は入っていないので。

(何事か呼ぶ者あり)

事務局長 26日であれば。

平山委員長 次回は4月26日10時からでお願いします。なお、この委員会の結果についてはみなさんから各会派へご報告くださるようお願いする。

姫路 敏 次までに検討してくるとするのは、外部の有識者に定数と報酬と考えるというのはどうだろうということをして・・・

平山委員長 次は報酬等についても入れると思うので、各会派の考えをまとめておいてくれ。

(何事か呼ぶ者あり)

三田議長 会派の中で私はどうしても減らすのだ、私は現状維持だ、私は増やしたい、これではありもしようない。持ち寄って、それでやりましようとなればその手法は・・・方向定まらないうちはどうにもならないから、それをみなさんで持ち帰って、次回はある程度結論を出していただきたいということで委員長いいですよ。

平山委員長 はい。

委員長(平山 耕君) 閉会を宣する。

(午前10時57分)